

燃料電池フォークリフト普及等に向けた導入実証事業 企画提案仕様書

1 業務の目的

水素エネルギーは、エネルギー転換や脱炭素化の切り札となる次世代エネルギーとして注目されており、水素社会の実現に向けて、官民による水素需要拡大の取組が進んでいる。

燃料電池フォークリフト（以下「FCFL」という。）は、水素社会構築に向けた有望なアプリケーションの一つであり、特に、京都舞鶴港周辺は、導入ポテンシャルが高いエリアである。しかしながら、同エリアのフォークリフトの導入拠点は分散しており、経済的・効率的な水素供給方法が課題とされている。

そこで、本業務では、FCFLの普及促進及び経済的・効率的な水素供給方法の確立を目的として、京都舞鶴港湾周辺において、府が指定する2箇所のフォークリフト使用施設（以下「協力企業施設」という。）へのFCFL試験導入実証及び水素の巡回供給モデルの実証を行う。

2 業務の内容

(1) FCFLの調達・提供

- 協力企業施設の用途に応じたFCFLを2台以上（株）豊田自動織機製または三菱ロジスネクスト（株）製）調達して協力企業施設での使用に供するとともに、FCFLの運用に係る協力企業施設への応援体制を構築すること。また、万が一の被害防止対策として、保護設備・安全装置の設置、各使用機器の破損や不具合の有無の確認及びガス漏洩等の日常点検を行い、安全管理体制を確保すること。
- 実証期間は12月頃～2月頃の3ヶ月程度とする。

(2) 水素の調達及び巡回供給モデルの実証

ア 水素の調達

当実証事業に必要な水素の量を見積もり、水素の調達及び協力企業施設への運搬及び供給を行うこと。

イ 水素の巡回供給

協力企業施設2箇所のFCFL稼働量を踏まえ、水素の巡回供給をマザー・ドーター方式により行うこと。

なお、FCFLは、各施設で1日4～5時間程度（土日、祝日、年末年始を除く）の稼働を見込むこととする。

※協力企業施設の位置については、別添参照のこと。

(3) 関係法令の確認・手続き

事業の実施に当たり、関係法令を確認の上、必要な手続きを行うこと。

(4) 導入実証事業の効果検証

事業の実施結果を踏まえ、ア及びイの効果・課題検証を行うこと。

ア FCFLの試験導入実証

事業結果から、ランニングコスト等の経済的な課題や運用・管理上の効果・課題を抽出し、ユーザーの利便性向上を検討すること。

イ 水素の巡回供給モデル実証

事業結果から、水素の巡回供給に係る技術的・経済的な課題や運用・管理上の効果及び課題を抽出・検討すること。

- (5) 府内におけるFCFL及び水素の更なる利活用の提案
事業の実施結果を踏まえ、今後の府北部地域におけるFCFL及び水素の更なる利活用について、提案を行うこと。
また、府北部以外の地域におけるFCFL及び水素の活用モデルの提案も併せて行うこと。

(6) その他

- ア 事業の実施に当たっては、随時、府と協議の上、行うこと。
イ 契約書及びこの仕様書に定めのない事項について疑義が生じたときは、府と協議の上決定すること。
ウ 事業の実施（協力企業施設内でFCFLの運転及び水素の巡回供給等）に当たっては、万が一の事故等に備え、損害保険に加入の上、行うこと。

3 委託期間

契約締結の日から令和4年3月18日までとする。

4 委託業務の対象経費

(1) 人件費及び旅費

委託業務に従事する者の人件費及び旅費

(2) 事業費

事業実施に係る設計費、設備費、工事費、需用費（光熱水費含む。）、役務費（保険加入料等）、賃借料、諸経費、その他事業を行うために特に必要と認められるもの

(3) 一般事務費

事業の実施に必要な一般事務費（通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、諸経費その他事業を行うために特に必要と認められる経費）

5 成果物

2の内容をとりまとめた報告書 紙媒体（A4版） 2部
電子データ 一式

6 納品先

京都市上京区下立売通新町西入藪之内町
京都府府民環境部エネルギー政策課

7 留意事項等

- (1) 本事業の成果及び著作権は京都府に帰属するものとする。
(2) 成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下、「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
(3) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。